# 電停ネーミングライツのご提案



停留場名表示器の表示例

函館市企業局交通部

#### 1. 電停ネーミングライツとは

地域に密着したスポンサー企業様のご協力を得て,市電利用のお客様が電停で電車をお待ち頂く環境を向上させることにより,スポンサー企業様のイメージアップを図るための「**電停副呼称**」制度のことです。

#### 2. スポンサー様の役割

(1) 乗客サービスに寄与する設備の設置

電停へ乗客向けの停留場名表示器,広報掲示板,照明灯,折りたたみ式ベンチなどを設置し、企業局交通部へ寄贈していただきます。

(2) 電停の美化

日常的に電停美化に努めていただきます。

毎日の巡回点検や清掃は企業局でも行っておりますが、それを補う形での清掃や企業局交通部と打合せの上、装飾物を設置するなど美化の推進をお願いします。

(3) 副呼称の提案

電停副呼称に使用する社名や店舗名などの名称をご提案いただきます。

企業局交通部が審査し、決定後、当該電停と1つ手前の電停の行灯(電停名表示プレート)を交換していただきます。

(4) スポンサー料のお支払い

毎年一定のスポンサー料金をお支払いいただきます。スポンサー料金は、年額700,000円(税抜)を基準とし、対象電停での乗降客数や広告媒体としての注目度等を加味し決定します。

なお、お支払いの方法につきましては、別途協議させていただきます。

#### 3. 企業局交通部の役割

(1) 電停副呼称の使用

次の媒体で電停名称に続けて副呼称を使用し、スポンサー様の広告に努めます。

- 1) 当該電停の行灯に表示する停留場名
- 2) 1つ手前の電停に表示する停留場名
- 3) 車内放送で案内する停留場名(次は○○)
- 4) 車内掲示する料金表示器の停留場名(次は○○)
- 5) 全停留場に掲示する路線図(更新時)
- 6) 車内に掲示する路線図(更新時)
- 7) 当局ホームページ内の路線図,料金表など停留場名を表示しているページへ の掲載
- ※5)~7)の印刷物につきましては、適宜更新しております。

## (2) PR電車の運行

一般車両の車外側へ電停ネーミングライツを告知する表示をし、1週間運行いた します。

看板等の制作費は、スポンサー様にご負担いただきます。





# 4. 対象電停について

スポンサーを希望されるお客様からお申し出を受け、対象電停名称や美観等を考慮し決定いたします。

## 5. ご契約について

函館市企業局交通部が定める基準に基づく審査の後、契約を締結いたします。

## 6. ご契約までのスケジュール

スポンサーをご希望のお客様からのお申し出を基に当局が審査し、寄贈物品やスポンサー料金のお見積もりをさせていただきます。

条件等概ねご了解いただければ、正式に申込書を提出いただきます。

その後, 電停副呼称使用開始日程等を調整し, 契約を取り交わします。